

認可申請書一覧

事 項 (根拠規定)	申 請 内 容 等	提 出 書 類	備 考 (チェック項目等)
設立認可申請 法第44条 規則第31条	設立総会を開き、次のことを議決すること ①医療法人設立趣旨 ②社員の確認（社団のみ） ③定款又は寄附行為 ④設立時の財産目録 ⑤設立後2年間の事業計画と予算書 ⑥役員及び管理者の選任 ⑦設立代表者の選任 ⑧その他（不動産賃貸借契約書等）	医療法人設立認可申請書 <細則第23号様式> [添付書類] ①定款又は寄附行為 ②設立時の財産目録 ③設立決議録 ④不動産その他財産の登記事項証明書、銀行等の証明書類 ⑤開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の概要 ⑥設立後2年間の事業計画及び予算書 ⑦設立者の履歴書 ⑧設立代表者が適法に選任されたこと並びにその権限を証する書類 ⑨役員就任承諾書及び履歴書 ⑩開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者の氏名を記載した書面並びに医師免許証等の写し等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ※医療審議会への諮問事項 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル定款・寄附行為「医療法人制度について(H19.3.30医政発0330049号)の別添1・2を指す(以下同様)」を参照。 ・2か月分の運転資金を有しているか。 ・役員は理事3人、監事1人以上か、また、欠格事由に該当する者がいないか。
定款又は寄附行為の変更認可申請 法第54条の9 第3項 規則第33条の25	①新規に病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する場合(移転を含む) (1) 新旧条文対照表及び変更理由書 (2) 社員総会（財団は理事会及び評議員会。この事項において以下「社員総会等」という。）の議事録の写し (3) 開設する病院等の診療科目、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類 (4) 開設する病院等の管理者の氏名を記載した書面及び医師免許証等の写し (5) 変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書 (6) 新たに基金の拠出等を受ける場合、その契約書又は申込書の写し、不動産の場合は登記事項証明書及び評価額を証明する書類 (7) 土地、建物等を賃借する場合は契約書の写しと登記事項証明書等	医療法人定款又は寄附行為変更認可申請書 <細則第24号様式> [添付書類] ①新規に病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する場合(移転を含む) (1) 新旧条文対照表及び変更理由書 (2) 社員総会（財団は理事会及び評議員会。この事項において以下「社員総会等」という。）の議事録の写し (3) 開設する病院等の診療科目、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類 (4) 開設する病院等の管理者の氏名を記載した書面及び医師免許証等の写し (5) 変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書 (6) 新たに基金の拠出等を受ける場合、その契約書又は申込書の写し、不動産の場合は登記事項証明書及び評価額を証明する書類 (7) 土地、建物等を賃借する場合は契約書の写しと登記事項証明書等	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル定款・寄附行為を参照。 ・新旧条文対照表の変更箇所には下線を引くこと。 ・変更理由書は変更内容が具体的に記載されていること。 ・社員総会等の議事録の写しには、原本と相違ない旨の証明が必要。 ・総会開催の定足数及び定款(寄附行為)変更の手続が、定款(寄附行為)で定めた議決要件を満たしていること。 ・事業計画及び予算書はそれぞれが反映された内容であること。また、本来業務に支障のないよう、黒字を見込んだものであること。

事 項 (根拠規定)	申 請 内 容 等	提 出 書 類	備 考 (チェック項目等)
		②法第42条の附帯業務を行う場合 (1) 新旧条文対照表及び変更理由書 (2) 社員総会等の議事録の写し (3) 当該業務に係る職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類 (4) 変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書 等 ③上記①, ②以外の場合 (1) 新旧条文対照表及び変更理由書 (2) 社員総会等の議事録の写し 等	・理事が個人で所有する土地、建物等を医療法人が賃借する場合は、理事会の承認が必要(理事会の議事録の写しを提出すること)。
理事数の特例認可申請 (法第46条の5 規則第31条の5)	一人医師医療法人において、理事を2人以下にしようとするとき	医療法人理事数特例認可申請書 <細則第23号様式の2> [申請書記載事項] ①当該医療機関の開設する病院等の数 ②常時勤務する医師・歯科医師の数 ③理事を1人又は2人にする理由 [添付書類] ①議事録の写し 等	理事を1名又は2名置くこととした場合は、社員は3名以上置くことが望ましい。
管理者理事の特例認可申請 (法第46条の5 規則第31条の5 の2)	管理者の一部を理事に加えないこととするとき。	医療法人管理者理事特例認可申請書 <細則第23号様式の3> [申請書記載事項] ①理事に加えない管理者の住所及び氏名 ②当該管理者が管理する病院等の名称及び所在地 ③当該管理者を理事に加えない理由 [添付書類] ①議事録の写し 等	認可の考え方については「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について(S61.6.26健政発410号)」参照
非医師の理事長就任 (法第46条の6 規則第31条の5 の3)	医師、歯科医師でない者が理事長に就任しようとするとき	医療法人理事長選出特例認可申請書 <細則第23号様式の4> [申請書記載事項] ①理事長就任予定者の住所・氏名 ②理事長を医師・歯科医師でない理事のうちから選出する理由 [添付書類] ①理事長就任予定者の履歴書 ②理事長就任承諾書 ③議事録の写し ④定款(寄附行為) 等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※内容によっては医療審議会への諮問事項 </div> 認可要件については「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について(S61.6.26健政発410号)」を参照

事 項 (根拠規定)	申 請 内 容 等	提 出 書 類	備 考 (チェック項目等)
解散認可の申請 (法第55条 規則第34条)	[以下の解散事由の場合] ①目的たる業務の成功の不能 ②社員総会の決議(社団たる医療法人の場合)	医療法人解散認可申請書 <細則第25号様式> [添付書類] ①解散の理由書 ②議事録の写し ③財産目録及び貸借対照表 ④残余財産の処分に関する事項を記載した書類	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※医療審議会への諮問事項 </div>
※以下の解散事由の場合は解散の認可は不要である。(解散の届出が必要。) ・定款(寄附行為)をもって定めた解散事由の発生 ・社員の欠乏(社団たる医療法人の場合)			
(解散時の)残余財産処分認可申請 (改正前法第56条)	<ul style="list-style-type: none"> ・定款又は寄附行為に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていない法人 ・残余財産の帰属すべき者として法第44条第5項に規定する者以外の者を規定している法人 	医療法人の残余財産処分認可申請書 <細則第27号様式> [添付書類] ①解散の理由書 ②財産目録及び貸借対照表 ③残余財産処分事項 ④残余財産の帰属者の同意書 ⑤総社員の同意を得たことの証明書	
合併認可申請 (法第58条の2 法第59条の2 規則第35条の2 規則第35条の5)	法人内部の手続として以下の決議が必要 [社団たる法人] 総社員の同意 [財団たる法人] 理事の3分の2以上の同意 又は寄附行為に定める数以上の理事の同意	医療法人吸収合併(新設合併)認可申請書 <細則第28号様式> [添付書類] ①理由書 ②社員総会(財団は理事会及び評議員会)の議事録の写し ③吸収合併契約書又は新設合併契約書の写し ④吸収合併後の吸収合併存続医療法人又は新設合併設立医療法人の定款又は寄附行為 ⑤吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人又は新設合併前の新設合併消滅医療法人に係る次に掲げる書類 (1) 定款又は寄附行為 (2) 財産目録及び貸借対照表 ⑥吸収合併存続医療法人又は新設合併設立医療法人に係る次に掲げる書類 (1) 合併後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書 (2) 新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書 (3) 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※医療審議会への諮問事項 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・持分あり医療法人同士が合併した場合は、引き続き、持分あり医療法人として、存続することができる。 ・社団たる医療法人と財団たるの医療法人との合併も可能である。 ・合併の制度については「医療法人の合併及び分割について(H28.3.25医政指発0325第5号)」を参照

事 項 (根拠規定)	申 請 内 容 等	提 出 書 類	備 考 (チェック項目等)
<p>分割認可申請</p> <p>〔法第60条の3 法第61条の3 規則第35条の8 規則第35条の11〕</p>	<p>法人内部の手続として以下の決議が必要</p> <p>[社団たる法人] 総社員の同意</p> <p>[財団たる法人] 理事の3分の2以上の同意 又は寄附行為に定める数以上の理事の同意</p>	<p>医療法人吸収分割（新設分割）認可申請書</p> <p><細則第28号様式の2></p> <p>[添付書類]</p> <p>①理由書</p> <p>②社員総会（財団は理事会及び評議員会）の議事録の写し</p> <p>③吸収分割契約書又は新設分割計画の写し</p> <p>④吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人又は新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人の定款又は寄附行為</p> <p>⑤吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人又は新設分割前の新設分割医療法人に係る次に掲げる書類</p> <p>(1) 定款又は寄附行為</p> <p>(2) 財産目録及び貸借対照表</p> <p>⑥吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人又は新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人に係る次に掲げる書類</p> <p>(1) 分割後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書</p> <p>(2) 新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書</p> <p>(3) 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面</p>	<p>※医療審議会への諮問事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・合併の制度については「医療法人の合併及び分割について(H28.3.25医政指発0325第5号)」を参照 ・社会医療法人、特定医療法人、持分あり医療法人は分割制度の対象外